

## 第 23 回 燕市都市計画審議会

■日 時：令和 5 年 3 月 3 日（金） 15 時から

■場 所：燕市役所 会議室 101, 102

■出席者：出席 13 名

三部 正哉、樋口 秀、田澤 信行、土田 昇、

稲村 隆行、佐藤 孝明、和田 正春、田野 隆夫

星野 文彦、早川 諭、丸山 朝子、小林 理恵子、山田 直子 （敬称省略）

欠席 3 名

■会議内容

### 1. 開会（15：00）

事務局

---

皆様大変お疲れ様でございます。

定刻となりましたので、ただいまから第 23 回燕市都市計画審議会を開催させていただきます。私は、本日の進行を務めます都市計画課長の〇〇です。

（会議次第、議案、説明資料、報告資料の確認）

それでは、開会にあたりまして、都市整備部 〇〇部長より挨拶を申し上げます。

### 2. あいさつ

都市整備部長

---

都市整備部長の〇〇でございます。

燕市都市計画審議会の開催にあたりまして一言挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、公私ともにお忙しい中、本審議会にご参集いただきましたこと、厚くお礼申し上げます。

また、常日頃、本市の都市計画行政にご理解・ご協力をいただいておりますこと、重ねてお礼申し上げます。

ご承知のとおり、この審議会は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、燕市の用途地域の指定及び変更をはじめ、都市施設である都市計画道路、下水道などの整備に関する計画について、都市計画法の規定により調査審議いただく市の附属機関であります。

これまでに多くの案件をご審議いただき参りましたが、本日は、「燕市都市計画マスタープラン（案）について」の一件、ご審議いただきます。

この都市計画マスタープランは、ご承知のように、市の具体の都市計画について、概ね二十年後の将来像や地区別のあるべき姿、及びその整備方針を定めるもので、主に全体構想、

地区別構想、実現化方策で構成されます。

今年の1月に開催いたしました、第22回の審議会では、「地区別構想」、及び「実現化方策」を含めました素案について、皆さまからご確認いただき、ご意見をいただいたところで

す。その後、パブリックコメントを実施し、市民の皆様から頂いたご意見等を踏まえまして、この度、「燕市都市計画マスタープラン(案)」がまとまりましたので、ご説明申し上げたのち、ご審議いただきます。

また、報告事項としまして、「今後予定している燕市立地適正化計画の改定について」ご報告させていただきます。

燕市立地適正化計画は、都市における居住、都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランであり、「燕市都市計画マスタープラン」の高度化版として位置付けられております。

本計画につきましては、平成30年に策定いたしましたが、策定から概ね5年毎を目安に指標の評価を行い、都市機能や居住の適切な立地誘導に向けた施策の見直しを行うこととされております。

また、令和2年の都市再生特別措置法の改正により、頻発・激甚化する自然災害への対応を位置付ける防災に関する指針も本計画に記載することが必要となったところでございます。

燕市におきましても、令和5年度に立地適正化計画の見直しを予定しておりますが、これに先立ちまして、防災に関する指針を現在検討しておりますので、中間の報告となりますが、その内容をご報告させていただきます。

本日は何卒よろしくお願い申し上げます。

以上、開催にあたっての挨拶とさせていただきます。

## 事務局

---

本日の議事につきましては、第1号議案「燕市都市計画マスタープラン(案)について」と報告事項として「今後予定している燕市立地適正化計画の改定について」の2件でございます。

また、本日の進め方につきましては、第1号議案についての説明で概ね20分、報告事項の説明で概ね30分、質疑応答などで30分を予定しております。終了をおおよそ4時半頃と考えておりますので宜しく願いいたします。

それでは、これ以降の議事進行につきましては、会長より、よろしくお願いいたします。

## 会長

---

はい、承知いたしました。皆様こんにちは。お疲れさまです。早いもので、3月になりました。先ほど部長からお話がありましたように、前回は1月6日ということで、年明けすぐだったようですけれども、もうあれから2か月が経ってしまったということになります。

今年度ももうあと1か月をきっているということですが、皆様、本日も多忙のところ、本審議会にご出席いただきまして、どうもありがとうございます。

議事に入ります前に、本日の委員の出欠についてご報告申し上げます。出席人数は16人中、欠席が3名、出席が13名のご出席です。したがって、この燕市都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、2分の1以上のご出席をいただいておりますので、本審議会が成立しておりますことをご報告いたします。傍聴の方おられないでよろしいですかね。それでは、次に次第の3.第1号議案の審議に入りたいと思います。

まずは事務局からご説明いただいた後、委員の皆様からご意見をいただきたいと思っておりますので、ご準備のほうよろしくお願ひいたします。それでは、ご説明よろしくお願ひします。

## 事務局

---

私のほうから、第1号議案都市計画マスタープラン（案）について、ご説明をさせていただきます。

### ● 事務局による第1号議案の説明 手元の資料及びスクリーンにて説明（15：45迄）

以上で資料の説明を終わります。皆様からのご意見をよろしくお願ひいたします。

## 会長

---

ご説明どうもありがとうございました。それでは、今ほどご説明いただいた内容について、皆様のほうからご意見、ご質問をいただきたいと思っております。お名前をご発言の後、内容についてご説明いただければと思います。いかがでしょうか。

まずは、最初に横版の資料第1号議案として、燕市都市計画マスタープラン（案）についてということで皆様から、1月6日にいただきました案というのは入っておりましたでしょうか。

また、皆様のご発言の内容について、修正の有無というのがありましたけれども、適切でありましたでしょうか。いかがでしょうか。

説明は省かれましたが、このパブリックコメントでの意見ということで2人の方から、かなり突っ込んだご意見が書かれているかなというふうに思いますが、都市計画マスタープランは冒頭のほうでご説明ありましたとおり、基本的な方針を書いたものですので、こういう実働といいますか、実行といいますか、実際の対策というのは、それぞれこの都市計画マスタープランに基づいて、それに紐づく関連計画を実際に検討されて、実施されるというような立てつけが先ほどご説明がありました。いかがでしょうか。よろしいですか。

## 〇〇委員

---

はい、35、36ページの交通体系というところです。

燕市内にはコミュニティバスとスワロー号とやひこ号というのが走っているんですけど、やっぱり私より少し年齢が高い方になるとだんだん必要性を感じられて、“バス停のある場所”とか“もしも今後増やしていただきたい”とか“場所を変える”とかというときは、ど

ここに言ったらいいというのが、私の耳に聞こえてきたので、このマスタープランの中にも少し載っていて、私が見させてもらったのがありましたので、そういう要望っていうのは、どこにお話すればよろしいのでしょうか。

会長

---

事務局よろしくお願いします。

事務局

---

はい。コミュニティバスのバス停等の要望ということなんですけど、まさに、この都市計画課の都市計画係のほうで担当しておりますので、もし、そういった要望がありましたら、都市計画課のほうまで、言っていただければと思います。よろしく願いいたします。

〇〇委員

---

ありがとうございます。

燕市内だとまた一つ、スーパーが移動という工事が始まって、若干気にしている方もいらっしまったので。ありがとうございました。

会長

---

貴重なご意見ありがとうございます。

公共交通網をどうするかっていうのはここに書いてあるんですが、実際の更新は、ここに書いてあるように、公共交通網形成計画とかそういう別計画で、一生懸命検討されるようなんですけども、土地利用と公共交通は密接な関係ですので、ぜひまた詳しくお伺いできればと思います。ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

それでは皆様からご意見がないということですので、適切な修正されたというふうに、審議会で判断してもよろしいでしょうか。

それでは、皆様ご意見ありませんでしたので、燕市都市計画審議会としては、異存なしということで、させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(一同、異存なし)

はい、ありがとうございます。それでは1号議案については、異存なしといたします。

事務局

---

ありがとうございます。本マスタープランにつきましては、本日の審議会におきまして、異存なしというふうにいただきましたので、今回の審議会から答申を受けまして、策定完了というふうになります。

公表につきましては、3月下旬頃に燕市のホームページに公表したいと思いますので、よろしく願いいたします。

会長

---

ありがとうございました。

ただ、1個だけちょっと意見といいますか、感じたことなんですけど、今、事務局の皆さんがご説明されたときに何ページ何ページって言われるときに、このA3の折り込みが何ページか分かればと思います。A3の折り込みについては、このページ数を見える方に動かしていただけたらすると、市民の皆さんもよろしいかなと思いました。可能な範囲で対応をいただければと思います。内容については全然問題ございません。

それでは、今ほど事務局のほうから、これで3月下旬にホームページ公表されるということでしたので、皆様よろしく願いいたします。

それでは、次に進めさせていただきます。続きまして、次第の4.報告事項に入ります。それでは、事務局のほうからご説明よろしく願いします。

事務局

---

はい、事務局の都市計画課の〇〇と申します。よろしく願いします。

#### ● 事務局による協議事項の説明

##### 手元の資料及びスクリーンにて説明（16：20迄）

以上で資料の説明を終わります。皆様からのご意見をよろしく願いいたします。

会長

---

ご説明どうもありがとうございました。

今、検討されている内容をご報告いただいたということによろしいですか。

それでは、今ほど、事務局の皆さんがご検討されているこの立地適正化計画に、盛り込もうとされている防災指針を検討された中間報告がありました。

報告事項でありますけれども、皆様からは、今の報告について、ご意見いただきたいと思います。それぞれ皆様のお住まいのエリアやいろんな活動されているエリアの災害情報が記載されておりますけれども、いかがでしょうか。どうぞ、願いいたします。

〇〇委員

---

〇〇です。よろしく願いします。

すいません。そもそも論になっちゃうかもしれないんですけども、立地適正化計画は、もう平成30年で出してるわけでしょ。それを改定しなければいけない必要があるんですか。それがあって、今回出したということですよ。この立地適正化計画は概ね20年の計画で

しょ。平成30年に公表されたとなると、今は令和5年なので、5年程度なんですよね。そんなに、大きく見直さなきゃいけないような話があるのであれば、20年という考え方がおかしいんじゃないかと思うんですよね。

そもそも、また20年のお話でちょっと言わせてもらおうと、例えば、ドローンとか自動運転とかいろんな技術が進んで、多分この20年の間で生活環境は大幅に変わるんですよ。その20年後の姿を今イメージするっていうのは、相当難しい話じゃない。5年後、10年後、15年後ぐらいに居住エリアとかそういった発想するのは、現時点で正しいかもしれないんですけど、20年後って生活環境が大分変わるんじゃないかなと思うんですよね。そもそも、我々が移動しなくても、向こうから来るかもしれないんです。そういう環境といいますか、その辺がすごく変わってくるんだろうなと。そういうふうな技術が進んで、ドローンの配達も出てくるかもしれません。それは何とも言い切れないんですけど。だから、これを5年しか経ってないんだけど、なぜ見直しをかけなきゃいけないかということが一つです。

その災害の件で、この内容はハザードマップとかにも当然出されているわけであって、どういうふうな計画を変えていきたいというところを今、概要版で話しているのかもしれないんですけど、その中でも、例えば、吉田地区で言うと、粟生津地区はこの地図上では出てこないんだけど、そういったところはどうかかなというふうに、素朴にこれを進めるにあたって、どこにどういう問題があって、この部分を変えていかなきゃいけないんだっていう具体的なものがあれば、教えていただきたい。

## 会長

---

ご意見ありがとうございます。まずは事務局いかがでしょうか。お願いいたします。

## 事務局

---

はい。立地適正化計画の今回の改定の理由ということでございます。

まず、委員のほうからお話ありましたように、20年後を見据えているんですけど、社会情勢とか技術の向上とかいろんな変化があります。

この立地適正化計画につきましては、平成29年度に策定しております。5年後に改定するというので、来年度にこの立地適正化計画の見直しを行う予定となっております。20年先を見据えるんですけど、5年ごとにこの立地適正化計画というものは見直しをやっていくということになります。

ただ、今回は防災指針の改定ということで、今の計画が4年目に当たるんですけども、この防災指針というものが定めることが望ましいということで、国のほうからそういう話があります。特に、こういう居住誘導とか都市機能を集めるエリアをそれぞれ定めたわけですけど、そういった中には、実はいろんな災害のリスクというものがあり、昨今の気候変動ですとかもう我々の想像を絶したような災害が頻発化していることから、その居住誘導なり、都市機能のエリアとして、そういったリスクがないかどうか改めて検証しようというのが、今回の防災指針の改定でございます。

ですので、今年度、防災の観点からの検証と来年度につきましては、立地適正化計画のエリアとして、取組の方策がありますが、そういったものが妥当であったのか、他のエリアを

どうするかとかそういったものを検証しまして、防災指針と5年ごとの検証をあわせて、最終的に取りまとめて、改定の指針として出したいというふうに思っております。

もう災害のハザードにつきましては、皆様のご家庭に、ハザードマップというもので既に周知されております。実際に資料の後半のほうに、災害のリスクが赤色で、示されておりますけど、基本的にはハザードマップと同じものでございますので、そういったものを照らし合わせまして、検証していくということでございます。

そして、粟生津地区が入っていないんじゃないかというご質問がありましたけど、今回のこの防災指針につきましては、居住誘導区域について、防災のリスクがどうなってるかということを検証するものでございますので、粟生津地区につきましては、居住誘導区域に含まれておりませんので、今回の中には出てこなかったということでございます。よろしく願いいたします。

## 会長

私、国の役人じゃないですけど、少しだけ補足させていただきます。お話はそのとおりなんですけども、国は、これから人口が減っていくのがわかっている中で、全てを守れないので、居住誘導区域と都市機能誘導区域にある計画に基づいた計画にしか補助金つけないってことにしているんです。

なので、まずは、エリアを決めてくれるってことで、苦しい思いをされて居住誘導区域を設定されているんですね。これを平成30年に動かしたんですけども、居住誘導区域って指定したところにすごい大きな災害が起きて、亡くなった方がたくさんおられたんですよ。居住誘導区域って示しておきながら、災害に遭って亡くなるっていうのは、国としてはやってはいけないことなので、国交省は全国に見直しをかけたのです。

だから、燕市さんや長岡市さんも先に誘導区域を指定していたんですけど、その国の指示に従って今回見直しをかけて、危ないところ外しているんです。危ないところを外しつつも、外せないところについては、災害起こったときどうするかっていうのを、また別途定めてくださいっていうことになっているんです。

今お話があった居住区域の外がどうすんだという都市計画マスタープランのいろんなプランに基づいて、違うお金を使って直していくってことになるんですね。

だから、そういう意味でいうと、居住誘導区域の中は、将来、先ほどの都市マスの人口分布みられたらわかりますけども、これから20年でこの若い人たちが1万7000人ぐらい燕市で減っていきます。そのときに、全域を均等に持っていくぞっていうのは、ほとんど無理なので、ここの中は少なくとも、大事なことだぞっていうところをつくってこうというのがこの計画なんですよ。

だから、区域外のところをどうするかっていうのは、また別の問題ですので、そこはまた皆さんと私たち、ここでも議論しなきゃいけないんですけど、そういう国の指針です。

この燕市の人口減少のこの2040年度6万3000人がここで止まればいいんですけども、どの自治体もほとんど人口減少が進んでいきます。でも全部の自治体が努力しますので、なかなかそのバランスが難しいところではあります。

非常に厳しい状況ではあるんですけども、9ページに、先ほど説明していただいた地区

ごとの防災上の課題が出ております。先ほどの 0.5 メートルの浸水っていうのが皆様の座っておられるその面が、およそ 50 センチですので、これぐらい水がたまるかもう少し高いぐらいの水がたまると、ほぼ外に歩けなくなるということですね。水が一気に来るというよりは、何日か前から、雨が降り続いてということで、準備する時間は、少しあるということです。国もいろんなことをやりつつ、特に国交省はいろいろと国民を守ることを一生懸命やるんですけども、対効果というようなことも求められて、それでいいのかということもないことはないんですけども、一生懸命だから時代に合わせて見直しをかけられているところ

だから、国の要請に従って、皆さん一生懸命こうやって計画を見直されているんですけど、それを利用しつつ、この燕市にとって、よりよい方向性を皆さんと一緒に示されるかなというふうに思います。ありがとうございます。いかがでしょうか。

## 〇〇委員

---

はい。8 か 9 ページです。該当するかなという感じはあるんですけども、私どももこの 9 ページのこれ図見れば、赤で示されているから、もうここが危ないよということはわかるんですけど、これに 1 回見直しましょうということに、私も理解するけど、あれ何年前だったかね。今の県央基幹病院のあの一角が、もう事あるたびに浸水するよね。それで我々も一生懸命に、中ノロ川にポンプで上げるっていう苦労をした過去の経験があるんだよね。

ところが、中ノロ川そのものが、オーバーフローするような状況になるからやめてくださいみたいになって、国交省にとめられた過去の経験があるんだってね。その辺をしっかりとこのどこかで指摘しておいたほうがいいだろうなという感じは思ってるし、新潟県の皆さんも大変なんだろうと思うけども、議会の中でも、何回も中ノロ川か信濃川はわからないけど、我々の燕市に関しては、雑木・河床をしっかりと管理してくださいねということはもう再三申し上げてきてる。ただ、燕市のところだけ河床を掘ったとしても、下流が高ければ何もならんわけ。それは私たちがやれる範囲ではないけども、下流のほうからぜひそうやって河床を下げていかないと、こういう問題っていうのは常に背中合わせで出てくるはずなので。その辺ももし一文を加えられるのであれば、入れたほうがいいのかという感じを率直に持ちましたので、ぜひ検討してみてください。

## 会長

---

非常に重要なご指摘だと思いますけど、どんなふうに検討されてるのか、事務局のほうお願いします。

## 事務局

---

はい。井土巻地区の浸水についてのご指摘かと思えます。

委員さんをご指摘されたとおり、その問題につきましては、下流の河川の状況が非常に影響しているところでございます。市といたしましてもそういった河川改修ですとか、あるいは、河川の掘削・維持管理になりますけど、そういったものを要望しているところでご



ざいます。こういった防災指針をまとめるにあたりましては、そういった災害を低下させるための方策というものも入ってきますので、これもまとめる段階では、委員さんのご指摘の方策につきましても、検討させていただきたいなと思います。

〇〇委員

---

どっかに入れたほうがいいよ。

事務局

---

はい。

会長

---

〇〇委員、いかがですか。

〇〇委員

---

私は今日、農業振興部長という立場で来ておりまして、都市整備部長のほうが今日欠席ということで大変申し訳なかったです。

中ノ口川の排水規制の話については、私も承知をしておりまして、県議会のほうでも度々議論されている状況だろうというふうに認識しているところでありますけど、今、下流側のほうの堤防の改修というふうなことも検討しています。

また、防災、減災等の予算も使いながら、河川関係の掘削等の作業というのも、進んでいってる状況であると思ってる場所なんですけども、さらに、こういったお話を受けて、こういった指針の中で、市のほうも位置づけをいただければ、また、県のほうもそれに合わせて、対応の方もしやすくなるのかなというふうに思ってます。ぜひ、指針のほうにもそういったことを位置づけていただきたいと思いますなと。

会長

---

突然お願いしてすみませんでした。ありがとうございます。

今ほど、〇〇委員からのお話からちょっと広がりましたけれども、ぜひ、検討いただければというふうなお話でしたので、どういう書きぶりにするかわかりませんが、またご検討ください。ご意見どうもありがとうございました。

そのほかいかがでしょうか。

副会長

---

はい。〇〇です。3 地区ともに、非常に危険な場所があるということなんですけれども、ハザードマップが各家庭に配られておりますが、皆さんここまでリスクがあるということは、多分おぼろげながらも思っていない、住民の方や私を含め、そういった住民の方が多いと

思います。これが、見直しをされた後に、そういったふうに、住民の皆さんに注意喚起できるか、自分自身が住んでいるところが本当にどんな状況になるのかというあたりのやり方ですよね。アナウンスの仕方というのをハザードマップを配るだけではなくて、何かもっと危ないんだということが分かるような方法を今後、ご検討いただけますようによろしくお願いします。以上です。

会長

---

大変重要なお指摘ありがとうございました。他都市に行きますと、電柱に浸水想定区域がここまで来るとか、津波がひどいところは、津波がここまで来るぞというのが書いてあるんですね。みんながそれちゃんと見てるかどうかはわからないんですけども、でも何かそういう市民の皆さんが、紙で配られてきたらどこか置いておくものではなく、日頃から、何か高さを意識されるような仕組みとか、そういうのをご検討いただけるといいかもしれません。非常に大切なお意見ありがとうございました。ぜひご検討ください。

はい、そのほかいかがでしょうか。お願いいたします。

〇〇委員

---

度々申し訳ございません。この後、具体的にはどういった流れで、どんなスケジュールで何をやっていくかとかは、お聞きすることでできるのでしょうか。

会長

---

ありがとうございます。それでは、事務局お願いしてよろしいですか。

事務局

---

はい。この後のスケジュールでございますけど、今、防災指針の見直しというものをやっております。先ほども申しましたように、今年度、立地適正化計画に防災の観点を追加するというので、来年度、立地適正化計画の見直しを完了する予定と思っています。本日は中間報告ということになりますので、今後市議会等も踏まえまして、決定していきたいなと思っております。

事務局

---

補足なんですけども、現在、防災指針につきましては、こういった現状ですよというのを答えまして、先ほども申し上げましたとおり、立地適正化計画見直しのときに、防災指針については、また、こういったハザードに対してどういった取組、ができるのかというものをその時に、お示ししたいというふうに考えております。以上です。

〇〇委員

---

ありがとうございます。来年度がまさに見直しの大事な年度ということなんですね。

会長

---

はい、ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この第4項、報告事項でした。この本審議会における協議事項としましては、皆様からご質問を聞いたときの貴重なご意見いただきましたので、ぜひまたその内容を踏まえて、見直しを進めていただければと思います。

それでは、私の役割は、ここまでとさせていただきます。事務局のほうに戻します。よろしくお願いいたします。

## 5. その他

事務局

---

会長ありがとうございました。次に、次第 5. その他についてでございます。皆様のほうから何かございますでしょうか。

〇〇委員

---

せっかくの機会ですので。土地改良区の〇〇と申します。よろしくお願いいたします。

改良区は、都市排水の末端を担っています。先日、分水砂子塚学校区委員会で、長雨や強い雨が降ると、東学校町からも排水で田んぼがダム状態になると、お叱りを受けました。

多分、虫食いに開発・転用される影響が大きいと思うので、今回、素晴らしいマスタープランを提案してもらったので、この排水については、包括的な検討されて、前進していただきたいと思います。以上です。

事務局

---

承知いたしました。貴重なご意見、ありがとうございました。

また今後、都市計画課といたしましても、密接に関係しておりますので、土地改良区さんとあるいは、地元の方も交えて、検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

〇〇委員

---

なかなか勢いが強くて、蓋してもいいんだろみたいな人も言われましたので、そちらの改善のほうもよろしくお願いいたします。-

## 6. 閉会

事務局

---

承知いたしました。ほかに何かございますでしょうか。

それではないようですので、これで閉会とさせていただきます。

それでは、閉会のご挨拶を会長より一言いただき、閉会とさせていただきます。よろしく申し上げます。

## 会長

---

ありがとうございます。皆様、長時間お疲れさまでした。

都市計画の将来の人口推計見たりするとモヤモヤするところあるんですけども、もとを正すと、50年ぐらい前の人口から今まで50年かけてすごい伸びてきたのが、ややそこに戻っていくみたいな感じになっていきます。

ですから、50年前をご存じの方は、その頃と人口数が変わらないと思うんですね。その先はどうかちよっとわからないんですけども、東京とか行きますと、大体どこ行って歩いていろんなものあって、すごくまとまってるんですね。今までの地元都市で50年かけて、人口がいっぱい伸びてきましたので、住宅地もいろんな施設も大体外に出しちゃったんですよ。

これをどうするかって言ったときに、国交省はこれから集めながら、改善してたらどうかってというのがこの提案なんですね。だから、私たちはそれを逆手にとって、上手に使っていくということかなというふうに思います。

先ほどの都市マスに宮町の計画が載ってたりします。とても素敵な活動をされてたりもしますし、今回の吉田のほうに、卸売市場の周辺に魅力的な施設も出来たりします。

だから、みんなで人口減っているから何かこう寂しいとかだけじゃなくて、施設は更新しなきゃいけませんので、その更新のときに、魅力的な機能を入れていきながら、みんなが便利な空間を創っていくと素敵な燕市になっていくんじゃないかなというふうに思います。

来年度、また、この防災指針を取り込んだ立地適正化計画、この場で議論するんでしょうけど、また皆さんと一緒に議論しながら、燕市の素敵なまちづくりを皆さんと一緒にお話出来たらなというふうに思います。どうもお疲れさまでした。お戻しいたします。

## 事務局

---

ありがとうございました。

以上で、燕市都市計画審議会を終了させていただきます。長時間にわたりご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

(閉会時刻 16:40)